

定款附属書総代選挙規程変更理由書

店舗機能再編計画の取組みにかかる選挙区の見直しおよび選挙区ごとの選挙すべき総代の数について組合員戸数の増減を反映させること等に伴い、定款附属書総代選挙規程の一部を変更する。

なお、主な変更については以下のとおりである。

1. 総代の欠格事由について（第1条）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことから、当該字句を修正しようとするものである。

2. 選挙区の見直しおよび選挙区ごとの選挙すべき総代の数について（第3条 別表）

店舗機能再編計画の取組みにかかる選挙区の見直しおよび選挙区ごとの選挙すべき総代の数について、組合員戸数の増減を反映させるため、別表において所要の変更をしようとするものである。

3. 候補者の掲示について（第5条、第17条、第20条）

総代選挙に際し、総代の候補者となった者の住所・氏名等を掲示することとしているが、個人情報保護の観点から、住所に代えて選挙区を掲示することとするため、定款附属書総代選挙規程において所要の変更をしようとするものである。